

令和6年第2回臨時会

神津島村議会会議録

令和6年7月8日 開会

令和6年7月8日 閉会

神津島村議会

令和6年第2回神津島村議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (7月8日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
議案第36号の上程、説明、質疑、採決	5
議案第37号の上程、説明、質疑、採決	12
閉議及び閉会の宣告	14
署名議員	17
議案等審議結果一覧	19

令和 6 年神津島村議会第 2 回臨時会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 6 年 7 月 1 日

神津島村長 前 田 弘

記

1 日 時 令和 6 年 7 月 8 日 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 神津島村役場 2 階会議室

3 議 件

1 議案第 3 6 号 職員住宅建築工事請負契約

2 議案第 3 7 号 令和 6 年度東京都神津島村一般会計補正予算 (第 2 号)

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小林正吾郎君

3番 清水勉君

5番 関真樹君

7番 鈴木国忠君

2番 清水勝彦君

4番 鈴木佑典君

6番 中村親夫君

8番 石田隆美智君

不応招議員（なし）

令和6年7月8日

(第 1 号)

令和6年第2回神津島村議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和6年7月8日(月曜日)午前9時28分開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第36号 職員住宅建築工事請負契約

第 4 議案第37号 令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算(第2号)

出席議員(7名)

1番	小林正吾郎君	2番	清水勝彦君
3番	清水勉君	4番	鈴木佑典君
5番	関真樹君	7番	鈴木国忠君
8番	石田隆美智君		

欠席議員(1名)

6番 中村親夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田弘君	副 村 長 (環境衛生課長兼務)	桜井隆明君
教 育 長	清水一正君	総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴木敦君
企画財政課長	高橋寛規君	福 祉 課 長 (保育園長兼務)	高橋基樹君
保健医療課長	鈴木龍也君	建 設 課 長	浜川浩一君
産業観光課長	渡辺匡哉君	教 育 課 長	佐野弘明君
空港消防所長	清水豊君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 土谷文康君

傍聴人（1名）

丸 山 幸 雄 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和6年第2回臨時会を開会いたします。

会議に入る前にお知らせします。

本日、6番議員、中村親夫君より欠席の連絡を受けております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時28分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、4番、鈴木佑典君、5番、関 真樹君を指名します。よろしく
お願いします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、議案第36号 「職員住宅建築工事請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第36号 「職員住宅建築工事請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和6年7月1日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約の締結に当

たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をお願いいたします。

- 1、契約の目的、職員住宅建築工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億9,855万円。
- 4、契約の相手方、株式会社鈴木工務店。
- 5、工期、契約締結の翌日から155日。
- 6、支出科目、国民健康保険特別会計、款総務費、項施設管理費、目財産管理費。

なお、工事の詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） それでは、職員住宅建築工事についてご説明いたします。

本工事はコンテナハウス仕様となり、今年度につきましては、単身用、約27.7平米、1K 4戸。世帯用、約55.3平米、こちら2DKになりますが、これが6戸。計10戸の整備となります。

会議資料1ページをお願いします。

建設場所は、神津島村447番地、七軒町の旧大島支庁神津島出張所跡地及びその奥、村営住宅H号棟1号室及び2号室の跡地となります。

図面左側、西側になりますが、西側からA棟、B棟、C棟の表示となっております。A棟については世帯用2DK掛ける3戸、B棟につきましては世帯用2DK掛ける2戸、単身用1K掛ける2戸、C棟については世帯用2DK掛ける1個、単身用1K掛ける2戸の配置となっております。青色の表示が単身用、オレンジ色の表示が世帯用となっております。

工期につきましては155日としておりますが、本日契約が承認された場合は、明日より令和7年2月28日までとなっております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先ほど世帯用が6世帯というお話だったと思うんですけども、この世帯用というのは何人を基準というのがあるんでしょうか。説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 何人の基準というのは設けておりませんが、他の村営住宅の世帯用と単身用の間ぐらいのスペースになりますので、例えば、池の山住宅が40数平米だと思いますので、それより少し広い感じになります。夫婦2人と、子供が小さい間であれば、2人ぐらいは十分生活できる広さだというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 分かりました。子供2人ぐらいの世帯であれば、十分可能ということですね。

またお伺いしたいところがありまして、これ今まで神津島で行ったことがない工事かと思うんですけども、この工事に当たっての近隣住民との話や合意、または何かこういう危険性があるとか、コンテナハウスということで、特別こういう工事に当たっての事情が出てくるかどうかということをお伺いしたいんですけども。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、近隣住民との説明会ですとか、そういうのは現時点では行っておりません。工事が開始されれば、その安全性、安全面などの面から、周りの住民の方に周知することはあると思いますが、現時点で説明会などは行っておりません。

また、危険性というものについては、コンテナをつり上げるときのラフタークレーンですとか、そういうのが考えられますが、そのほかに特に危険になるようなものはありませんし、交通整理の程度。

また、日照権なんかについても、大きい建物ではありませんので、影響が出るというふうには考えておりませんので、現時点で住民説明会などは行っておりません。

また、コンテナについては、工期が短縮できるというのが一番大きな理由で、コンテナハウスを選定しております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） では、今後、工事が開始するに当たってが、住民への説明だったりとか、近隣の住民の方への安全についての説明等をするということによろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 住民説明会のような公の場を用いての説明会を実施する予定はありませんが、やはり通行止めになる期間もあると思いますので、近隣の住民の方には、

時期等分かりましたら、戸別訪問なり何なりして周知はしていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） A棟、B棟、C棟と分かれています、A棟ですと、例えばコンテナが三つくっついているような感じに見えるんですけども、コンテナとコンテナの間というのはぴったりくっつけられるのか、隙間ができてしまうのか。また、隙間がもしできるのであれば、この隙間の間のメンテナンスというのほどのように行うのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 3ページ以降のA棟、B棟、C棟の図面をご覧いただきたいと思うんですが、ほぼ隙間はありません。

その前に1点、図面の修正で、B棟、C棟につきまして、1K掛ける1というふうに表示されているんですが、これ誤りで、1K掛ける2となりますので、よろしくお願ひします。

隙間はないということで、多少この程度の隙間はあると思いますが、そこを人が往来するということは想定しておりませんので、特にメンテナンスという面では今のところ考えておりません。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） ざっくりなんですけれども、通行止めの期間というのほどれぐらいを想定していますか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） すみません、今の段階で何日というふうには決まっていはいないんですけども、A棟のほうから先に施工する、下から先に施工していくと思いますので、複数回に分けてということになると思いますが、現在のところ何日ということはまだ分かっておりません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございせんか。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） この住宅に入る職員の駐車場の件はどのように考えられるんですか。

この敷地の中に駐車場がそれぞれ確保できるのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 駐車場につきましては、今回の建築工事には含まれておりませんが、当然、今の段階で確定値を申し上げることはできないんですけども、駐車場確保に向けて調整を図っているところでございます。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 資料の5ページ、6ページのイメージ図なんですけれども、5ページのほうだとひさしが見えるようなんですけれども、6ページだとなかったりする、見えるのかな。これはひさしはあるのかどうか。あと、雨戸があるのかお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、ひさしにつきましては、こちらはイメージどおりつきます。これは建築基準法上、設置が義務づけられているということなので、こちらのほうはつきます。

雨戸というのは、台風なんかのときに閉める……

（「はい」の声あり）

○保健医療課長（鈴木龍也君） すみません、それはちょっと確認させてください。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 雨戸の設置については、職員の住宅でありますので、総務課のほうとしても協議のほうには参加しておりまして、雨戸については差し板を予定しております。いろいろ協議はしたんですけれども、一番神津にベストなものは結論的に差し板ということになりましたので、差し板を予定しております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 2階部分、差し板とかできそうなんですか。今、2階部分の窓が見えますけれども、この部分に差し板、中からうまくつけられるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 今、役場の差し板についても、2階の内側から2階部分については行っておりまして、内側からやる想定をしております。雨戸とか、シャッターとかということも当然検討はしたんですけれども、構造上ちょっと難しいということで、差し板ということにさせていただいております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 資料5と6の姿図なんですけれども、資料5のほうでは北側に白い建物があるんですが、これは何を意味しているのか。

それと、5でも6でもそうなんですけれども、洗濯物とか物干しを設置できるようなスペースというのはあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、これイメージ図ですので、上のほうには大島支庁の住宅なんかがありますけれども、あくまでイメージということで、この白い部分についてはイメージという形で受け取っていただければと思います。

また、洗濯物につきましては、アングルを出しまして、そこに物干しざおをつけて、そこに洗濯を干すような設計となっております。その上に、小さいですけれども、ひさしがついて、その下にアングルという設計となっております。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 先ほど保健医療課長からご説明がありましたが、住宅以外の白い部分については、今回の工事ではなく、風景というふうに捉えていただければと思います。

5番の図面の上部部分については港湾さんの住宅になりまして、住宅の手前側については、現存する敷地の中に建っている建物というふうに考えていただければと思います。区別するために、風景を白としております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 資料6でお伺いします。2階の窓の高さなんですけれども、皆さん自分たちが住んでいて感じるかもしれませんが、このイメージ図どおりだと、ちょっと窓が高いのではないのかな。2階で当然暮らすわけですから、ベランダ式のように窓が低いほうにするのが普通ではないのかなと。これまるっきり倉庫みたいな窓の建物になっていますけれども、その辺はどう感じますか、皆さん。暮らしにくいと思うんですよ、この窓が高いと。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） コンテナを使って住宅を製作しますので、あくまでも基本ベースになるのはコンテナとなります。今の2番議員のご質問について、高過ぎるのではないかという質問についての明確な答えを今ご用意できません。申し訳ありませんが、構造上の問題があるのではないかと現時点では考えております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 別にこれ設計変更しろとか、そういう強硬な意見を言っているわけではないんですが、この窓が高いと、差し板する場合にも非常にやりにくい。中で脚立か何かでやらないと高いところは難しいので、設計がもし変われるのならば、もうちょっと窓の位置を下げたほうがいいと感じたので質問です。別に答弁要りません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） このコンテナハウス、初めての住宅だと思うんですけども、こちらについて自分も調べたところ、鉄のコンテナということで、雨音、熱、寒さに対して影響があるという情報もありました。その点を、今後入った職員の方たちが、そういったことがあった場合にはやはり対応していくということでよろしいかということと、あとはメンテナンスですね。やはり鉄なのでさびがかなり出てくると。先ほど差し板の話もあったんですけども、それを設置するとやはりもまなきやいけない。穴を空けたりとかするところから結構さびが出てしまうという情報もあるので、そこら辺のメンテナンスについてはどのような対応をするのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 確かにコンテナハウス、鉄製になりますので、そういう問題はあるかと思いますが、今この神津島が初めてやるわけではありませぬので、日本に限らず、コンテナハウスの活用というのは多く見られていまして、今回のコンテナハウスにつきましても、いろいろ断熱の種類はあるんですけども、発泡ウレタンで断熱を施すようになっております。音は、さすがに鉄なので完全に防ぐことはできないとも思いますが、断熱についてはある程度できると。完全にはできませんので、当然エアコンを使ったりということになるとは思います。

それから、メンテナンスの件ですが、やはり神津島、塩害が強い。先ほど差し板でもむとときに、そこからさびが出るのではないかと指摘がありましたが、設計する段階で重耐塩仕様になっております。柱につきましては、鉄骨部につきましては亜鉛メッキ仕様になっておりまして、外壁についてはフッ素加工をした塗装となっております。

コンテナハウスで一番気になるというか、問題視されているのはやはりさびと、あとシロアリと、雨が上部にたまりますと、そこからさびてきますので、そこら辺のところも解消できるように、上部の屋根部も傾斜をつけて雨がたまらないようになっておりまして、重耐塩仕様。

また、シロアリについては、穴を空けるところにはパッキンのような隙間ができないような施工になっておりまして、シロアリの侵入を防止するという形になっております。ボルトをもむときにも当然、どうしてもある程度のものというのはやはりしようがないと思うんですけども、ボルトについても通常の鉄ではなくて、亜鉛メッキ仕様のボルトを使う予定でおります。

メンテナンスにつきましては、通常3年から5年程度が望ましいということが言われてお

りますけれども、初回については3年でやる必要はないかなとは思うんですけれども、それでも5年に一度ぐらいはメンテナンス、専門業者さんに見ていただいて、塗装の劣化ですとかコーキングですね。コーキングが切れると雨漏りの原因にもなりますので、主に塗装とコーキングのチェックはして、メンテナンスを行わなければならないというふうには考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、議案第37号 「令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を、歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 11ページのところの18節負担金補助及交付金1,250万円。こちらの詳細の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらにつきましては、令和6年度分の所得税、また住民税において定額減税を行う形となっております。具体的には、所得税が3万円、住民税が1人当たり1万円。こちら定額減税をする形なんですけれども、税額が低くて定額減税し切れな

かった方に対しては、し切れなかった分を給付するという形で、今回1,250万円を新規で計上させていただいております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） その給付される人数等も把握されているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 給付される方の人数でございますが、現在の見込みでは288名を見込んでおります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 13ページのところの18節負担金補助及交付金のところの590万円、こちら追加になっているんですけども、そちらの理由の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（高橋基樹君） 今年度、新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に1世帯当たり10万円を、さらに、それぞれの世帯18歳以下全ての児童を対象に、児童1人当たり5万円を支給するもので、前回6月の議会にて新規に計上させていただきましたが、令和6年度の住民税が確定したことを踏まえて、今回改めて追加の補正をさせていただくものでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 令和6年度も確定したことよっての追加ということによろしいでしょうか。何かシステムの導入がなくて苦労されているようなお話も伺ったんですけども、神津島村として今後そういったシステム等を導入するともっと速やかになるとか、そのようなことがあるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（高橋基樹君） システムについては、今検討はしておりませんで、1人ずつ対象の方を調査して調べて出しているところなんですけど、今回の増加の要因については、できるだけ早く支給を始めるということで計上させていただいたところが前回あるんですけども、それを踏まえて今回改めて住民税の情報が出てきたところで、今回の追加補正となっております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 同じ13ページのところでお聞きしたいんですけども、これは支給日がいつ頃になるのか。

それと、18歳以下の子供から乳児も対象になるわけですけれども、4月1日以降10月31日までに生まれた乳児が対象というふうにお聞きしているんですけれども、10月31日を待って支給となるのか。それとも、そういった世帯がない場合は順次支給されるようなことになるのか。その辺をお聞きします。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（高橋基樹君） 支給のスケジュールについてですが、この議会可決いただきましたら、速やかに確認書を各対象の世帯には郵送するような予定になっております。確認が取れ次第、来月、8月の上旬から随時振込が開始されると思います。

そして、対象の児童ですが、10月31日を待たずに、今年度の3月31日までに18歳になる児童が対象となっているので、10月31日の支給日が基準となっているわけではございませんので、今年度18歳になる児童が対象ということでご認識いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） では、乳児についてはもう対象外ということなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（高橋基樹君） これから誕生されるお子様のことでいらっしゃいますか。6月3日が基準日になってございますので、その日にもう既に誕生されているお子様が対象という形になります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第37号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本臨時会に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和6年第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時05分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 6年 8月 7日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 鈴 木 佑 典

署 名 議 員 関 真 樹

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和6年第2回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第36号	職員住宅建築工事請負契約	6.7.8	原案可決
議案第37号	令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算(第2号)	〃	〃